

新潟市サポーターズ倶楽部規約 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p><u>(名誉称号の付与)</u> 第4条 本会は、本会の発展に大きく貢献した会員に対して名誉称号を付与することができる。 2 名誉称号として付与する称号は、本会に対する貢献内容にふさわしい称号をその都度付与する。</p> <p>(活動) 第5条 (略)</p> <p><u>(役員)</u> 第6条 (略)</p> <p>(役員の任期) 第7条 (略)</p> <p>(役員会) 第8条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事項は、役員会が<u>決定し</u>なければならない。 (1)、(2) (略) <u>(3) 会員に名誉称号を付与すること。</u> <u>(4) その他役員会において決定する</u>必要があると認められること。 4、5 (略)</p> <p>(事務局の設置) 第9条 (略)</p> <p>(事業年度) 第10条 (略)</p> <p>(委任) 第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(活動) 第4条 (略)</p> <p><u>(会長及び幹事)</u> 第5条 (略)</p> <p>(役員の任期) 第6条 (略)</p> <p>(役員会) 第7条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる事項は、役員会<u>の承認を経</u>なければならない。 (1)、(2) (略) <u>(3) その他承認を経る</u>必要があると認められること。 4、5 (略)</p> <p>(事務局の設置) 第8条 (略)</p> <p>(事業年度) 第9条 (略)</p> <p>(委任) 第10条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>